



【別紙】

令和7年度実施（令和8年度採用） 茨城県公立学校教員選考試験実施要項 〔前年度第2次試験合格者を対象とした特別選考〕

茨城県教育委員会

【1】 目的

この試験は、茨城県公立学校教員採用に当たっての選考資料を得るために実施します。

【2】 選考種別

前年度第2次試験合格者を対象とした特別選考

※ 令和7年度採用茨城県公立学校教員選考試験第2次試験（令和6年度実施）の合格者を、「前年度第2次試験合格者」と表現します。

【3】 採用予定区分及び人数

区分	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭 (中高一貫校教諭を含む。)	特別支援学校教諭	養護教諭	栄養教諭
採用予定人数	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名
(注) 日本国籍を有しない方については、講師として任用します。ただし、給与については、教諭と同じ給料表を適用して支給します。						

【4】 受験資格（次の要件を全て満たす方）

区分要件	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭 (中高一貫校教諭を含む。)	特別支援学校教諭	養護教諭	栄養教諭
免許状	小学校教諭普通免許状	志願教科の中学校教諭普通免許状	志願教科の高等学校教諭普通免許状	特別支援学校教諭普通免許状	養護教諭普通免許状	栄養教諭普通免許状
	・ 受験する区分ごとの普通免許状（中学校教諭・高等学校教諭を受験する方は、当該教科の普通免許状）を令和8年4月1日までに取得見込みの方 ・ 高等学校の書道を受験する方は、当該教科のほかに、国語の高等学校教諭普通免許状を現に有する方又は令和8年4月1日までに取得見込みの方					
年齢	昭和41年4月2日以降に出生した方					
欠格条項	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格事由に該当しない方					
出願資格	・ 令和7年度採用茨城県公立学校教員選考試験において、第2次試験に合格したが、卒業延期となるなどの理由により、やむを得ず採用に至らなかった方 ※ 対象者は、次のいずれかに該当する方とします。 ① 卒業延期となるなどの理由により、免許状が取得できず、採用に至らなかった学生（大学、短期大学又は専門学校の学生） ② 単位不足のため免許状が取得できず、採用に至らなかった科目履修生 ③ 独立行政法人教職員支援機構が行う小学校教員資格認定試験又は特別支援学校教員資格認定試験の不合格により、免許状が取得できず、採用に至らなかった方 ④ その他県教育委員会において受験資格があると認めた方 ・ 令和7年度採用茨城県公立学校教員選考試験で受験した区分（教科・科目）と同一の区分を受験する方					

【5】 出願手続

(1) 出願方法

- ・ 郵送のみ（簡易書留）とします。

※ 令和7年5月11日（日）に実施予定の他の選考（外部試験による特別選考を含む。）との併願はできません。

(2) 出願時に提出する書類

- ・ 提出する書類は、志願書、履歴事項書、（任意様式）申立書、受験資格審査結果送付用封筒（長形3号、120mm×235mm）、受験票送付用封筒（長形3号、120mm×235mm）です。

- ・ 受験資格審査結果送付用封筒と受験票送付用封筒には、**110円切手**を貼り、封筒表面に郵便番号、住所（アパート名等も明記）、志願者氏名を記入してください。また、志願者氏名の後に、「様」を書き添えてください。
なお、封筒表面の左下に、出願区分、教科・科目を記入してください。

【6】 出願期間及び出願先

出 願 期 間	出 願 先
令和7年2月25日（火）から 令和7年3月7日（金）まで ※ <u>出願締切日の消印のあるものまで受け付けます。</u>	〒310-8588 水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁学校教育部 教育改革課 (1) <u>志願書等の提出は、郵送のみとします。</u> (2) 封筒表面に「 <u>教員採用志願書在中</u> 」と朱書きし、出願区分と教科・科目を明記して、必ず <u>簡易書留で郵送</u> してください。 (3) 連絡先に変更が生じたときは、教育改革課へ速やかに連絡してください。

【7】 受験資格審査結果の送付等

(1) 受験資格審査結果の送付

志願者宛に、令和7年3月中旬に発送する予定です。

(2) その他

受験資格審査の結果、受験資格が認められなかった方は、令和7年5月11日（日）に実施予定の他の選考に出願することができます。

【8】 受験票の送付及び試験当日の携行品

(1) 受験票の送付

志願者宛に、令和7年4月中旬頃に発送する予定です。

(2) 試験当日の携行品

ア 受験票

イ 結果通知用封筒（長形3号、120mm×235mm）

※ 結果通知用封筒には、**110円切手**を貼り、封筒表面に郵便番号、住所（アパート名等も明記）、志願者氏名を記入してください。また、志願者氏名の後に「様」を書き添えてください。

なお、封筒表面の左下に、出願区分、教科・科目及び受験番号を記入してください。

ウ 上履き

エ 筆記用具

【9】 試験期日及び試験場等

試験期日	区 分	試 験 場	所 在 地
令和7年5月11日（日）	小 学 校 教 諭 中 学 校 教 諭 養 護 教 諭 栄 養 教 諭 高 等 学 校 教 諭 特 別 支 援 学 校 教 諭	水戸市内公立学校	水戸市内

※ 試験場への自家用車の乗り入れや自家用車による送迎は禁止します。公共交通機関を御利用ください。

※ 試験中は、ICレコーダー、スマートフォンや携帯電話、タブレット端末等、録音・録画・通信・通話のできる電子機器の使用を禁止します。

【10】 日程及び試験内容等

(1) 集合時刻

午前8時45分（午前8時45分までに集合しない方は、原則として受験できません。）

(2) 試験時間及び試験内容

午前9時00分～ 個人面接（一人当たり25分）

【11】 配点及び選考基準

(1) 配点

個人面接 200 点

(2) 選考基準

得点の上位から、合格者を選ぶことを原則とします。ただし、一定の基準に達しない方は、不合格とします。

【参考】 評価基準等

設定した評価基準に基づき、2～3名の面接員が7段階で評定します。

【評価の観点】 使命感、堅実性、判断力等

【12】 選考試験結果の通知等

令和7年6月13日（金）（予定）に本人宛、採用候補者名簿登載・非登載の別を通知するとともに、県教育委員会ホームページ上に掲載します。

※ 採用候補者名簿登載の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

※ 何らかの事情で採用志願を取り消す場合は、辞退届を提出してください。

【13】 問い合わせ先

〒310-8588 水戸市笠原町 978 番 6 茨城県教育庁学校教育部 教育改革課 (029)301-5208

県教育委員会 <https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/about/teacher/saiyo/>

【14】 その他

1 採用候補者名簿登載及び採用内定の取消しについて

採用候補者名簿への登載後、信用失墜行為等、教員にふさわしくない行為が判明した場合は、採用候補者名簿登載及び採用内定を取り消すことがあります。

また、令和8年4月1日までに必要な免許状が取得できない場合は、採用候補者名簿登載及び採用内定を取り消します。

2 提出書類の様式

用紙は、A4判を縦に使用し、通常の文書スタイルに準じます。書体及びポイント数に指定はありません。

(任意様式) 申立書

申立書

氏名
受験する区分
教科・科目

※ 採用にいたらなかった
(教員免許状が取得できなかった)
理由を具体的に記載する。

令和〇年〇月〇日

氏名 印